

若者向け不動産賃貸借契約の啓発

- 令和4年4月1日から成年年齢引下げ
- 18歳になると、親の同意なしに、自分一人の責任で契約ができるように



- 学生や来春の新生を対象に、不動産賃貸借契約の啓発を実施！



契約前の確認が大切！

● 契約書にサインする前に**契約内容**をしっかりと確認する！

- ・ 月々の家賃や敷金
- ・ 入居中の修繕に関すること 等

● 生活ルールに関することも、**事前に確認を！**

- ・ ゴミ出しや楽器演奏 等

契約前の確認が大切!

責任からは逃げられません

部屋を借りる契約を結ぶと簡単にキャンセルできません。契約書にサインする前に、間取りや立地、ゴミ出しや楽器演奏のルールのほか、月々の家賃、敷金、保証料などの契約内容をしっかり確認してください。

2022年4月1日から成年年齢引き下げ！18歳以上が成人に。
自分一人の責任で契約ができるようになりました。

東京都住宅政策本部民間住宅部不動産課
賃貸住宅のトラブルの相談は賃貸ホットライン：03-5320-4958（平日9:00～17:30）

URL: https://www.jusai.tokyo.metro.tokyo.lg.jp/huhyabetsu/juaku_kudosan/teiseisaku_ajisei_cyouka.html

本日より順次発信

- 住宅政策本部HP・Twitter・LINEで発信【11/4】
- 都内大学約40キャンパスにおいてコピー用紙裏面広告でPR【11/15】
- 都内大学と連携して新入生向けに入学手続等で啓発【12月以降】

都HPはこちら 

